

令和6年度山形市結核予防費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 市長は、結核患者の早期発見及び結核感染予防のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第53条の2第1項に規定する学校又は施設（国、県又は市の設置するものを除き、市内に所在するものに限る。）の設置者（以下「設置者」という。）が、同項に規定する結核に係る定期の健康診断（設置者の行う事業において業務に従事する者に対するものを除く。以下「結核予防事業」という。）に要する費用を支弁した場合において、感染症法第60条第1項、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助金の額）

第2条 補助金の額は、設置者が結核予防事業の実施のために要する経費（以下「補助対象経費」という。）につき、次の各号に掲げる額を比較していずれか低い額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 別表算定基準の項の各号に掲げる算式により算出される額と当該各号に掲げる算式に定める者の受けた当該算式に定める検査等につき支出した同表対象経費の項に掲げる経費の額をそれぞれ比較していずれか低い額を全て合算した額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和7年2月28日までに、次の各号に掲げる設置者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時点で結核予防事業が完了していない設置者 次に掲げる書類
 - ア 令和6年度山形市結核予防費補助金交付申請書（別記様式第1号）
 - イ 事業計画書（別記様式第2号）
 - ウ 結核予防事業計画及び所要額内訳書（別記様式第3号）
- (2) 補助金の交付申請時点で結核予防事業が完了している設置者 次に掲げる書類
 - ア 令和6年度山形市結核予防費補助金交付申請書（別記様式第4号）
 - イ 事業成績書（別記様式第5号）
 - ウ 結核予防事業実績及び精算額内訳書（別記様式第6号）
 - エ 実施主体別受診者数調書（別記様式第7号）
 - オ 収支精算書（別記様式第8号）
 - カ 結核予防事業に係る領収書の写し（健康診断の単価と受診した人数が分かる請求内訳を含む。）（領収書を提出することができない場合は、銀行振込受託書）
 - キ 結核予防事業対象者名簿（学校にあっては入学初年度である者の氏名及び学年が記載されている名簿、施設にあっては施設に入所している65歳以上の者の氏名及び生年月

日が記載されている名簿)

ク 結核予防事業の委託を受けた医療機関が発行する受診者名簿(受診日、受診者名、生年月日、受診項目等の記載があるものに限る。)

- 2 設置者は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない設置者については、この限りでない。

(交付の決定の通知等)

- 第4条 前条第1項第1号に掲げる設置者(以下「事業未完了者」という。)に対する規則第8条の規定による通知は、令和6年度山形市結核予防費補助金交付決定通知書(別記様式第9号)により行うものとする。
- 2 前条第1項第2号に掲げる設置者(以下「事業完了者」という。)に対する規則第8条及び第14条の規定による通知は、令和6年度山形市結核予防費補助金交付決定及び額の確定通知書(別記様式第10号)により行うものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、令和6年度山形市結核予防費補助金不交付決定通知書(別記様式第11号)により、補助金の交付の申請を行った設置者に対して通知するものとする。

(結核予防事業の変更及び中止)

- 第5条 補助金の交付の決定を受けた設置者(以下「交付決定者」という。)は、規則第7条第1項第1号の規定による市長の承認を受けようとするときは、令和6年度山形市結核予防費補助金変更(中止)承認申請書(別記様式第12号)にその変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

- 第6条 補助金の交付の決定を受けた事業未完了者は、結核予防事業が完了したときは、規則第13条の規定にかかわらず、令和6年度山形市結核予防費補助金実績報告書(別記様式第13号)に第3条第1項第2号イからクまでに掲げる書類を添付して、令和7年3月31日までに市長に報告しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定を受けた事業完了者に係る規則第13条の規定による報告は、同条の規定にかかわらず、第3条第1項の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。
- 3 第3条第2項ただし書の規定の適用を受けた事業未完了者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該

消費税等仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 交付決定者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（第3条第2項本文又は前条第3項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した交付決定者にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第14号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 結核予防事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による報告は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合であっても、これを行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 事業未完了者に対する規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、令和6年度山形市結核予防費補助金額の確定通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

(帳簿の備付等)

第9条 交付決定者は、結核予防事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかななければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月10日から施行する。

別表（第2条関係） 結核予防費補助金算定基準

算定基準	(1) 478円×医療機関で70ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (2) 506円×医療機関で100ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (3) 1,767円×医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数
対象経費	設置者が実施する結核予防事業のために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費